

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 海外赴任社員の留守宅給与と源泉徴収

Q: 当社は、シンガポールに支店を開設することになり、当初は日本の本社から3年間の予定で社員を派遣するつもりでいます。

そこで、社員の給与については、一部を留守宅に支給することを考えているのですが、この留守宅への給与について所得税の源泉徴収は必要ですか。

A: 源泉徴収の必要はありません。

#### 【解説】

所得税の源泉徴収については、海外に赴任する社員が居住者なのか非居住者なのかが問題となります。居住者であれば全ての所得が課税対象となりますが、非居住者の場合は国内源泉所得のみが課税対象となります。

居住者とは、国内に住所を有し、または引き続き1年以上居所を有する個人のことで、非居住者とは、居住者以外の個人のことをいいます。

給与に関しては、国内において行う勤務その他の人的役務の提供に基因するものが国内源泉所得に該当することとされていますので、国外において行う勤務に基因するものは、たとえそれが国内で支給されていたとしても、国内源泉所得ではなく、国外源泉所得になります。

したがって、ご質問の場合、社員は3年間の予定で赴任するのですから非居住者となり、シンガポールの支店の勤務に対する対価は、日本では課税の対象とならず、源泉徴収の必要はないことになります。

